

●連載(三回)——1  
「チェリアビンスク事件」共同調査の顛末に思う

森 一久

一九九〇年夏私の事務室。(旧)ソ連保健省放射線生物研究所第四支所のコセンコ女史との押し問答は、もう小一時間も続いていた。

その数日前、チェルノブイリ事故の生物学的影響についての初の日ソ共同シンポジウムの席上、四〇年前核兵器製造の秘密都市の一つチェリアビンスクで高レベル放射線廃棄物を公共河川テチャにたれ流したという、とんでもない事件と、その長年に亘る放射線影響の追跡調査の一部が突如発表された。そこで、私はその人体影響と疫学調査を、日ソ共同研究として取り上げたいと申し入れていたのである。

当方の気持ちは、中々判って貰えない。そればかりか、同氏は「一体、この研究で森さんはなんの得があるのか」という質問を發した。些か頭にきた私は、米ソの原水爆競争の最中の事とはいえ酷すぎる住民無視への義憤、ヒロシマの時のこと、その影響研究のもつ意義、等々、一気にまくしたてた。その剣幕には、通訳もコ氏も

当惑の風情にみえたが、つい「私は広島出身なのですが」という言葉を口にしたとき、女史の眼に光るものが宿っていた。

「よくわかりました。全面的に協力したい。でも、私は四〇年間秘密都市を一步も出ず、ひたすら研究と治療に携わって来た一介の責任者。上層部を説得する力はない。でも、もし貴方が国の保健省の幹部を動かして、わたしに中央からゴーサインが来たら、私は何でもします。」

このようにして、広島放射線影響研究所、国立放射線医学総合研究所、原子力安全研究会などの専門家グループとのあいだで、共同評価作業を始めることができた。そのミラ・コセンコさんは、肝っ玉かあさん風の、旧ソ連はこのような有能で骨太で誠実な人々によりささえられていたのか、と思えるような頼もしい女性。以来毎年八月六日には、彼女から「ヒロシマの人々に幸あれ」というファックスがとどいてくる。さて、ある集団(この場合三四、

〇〇〇人)が自然の放射線以上の放射線を浴びた時、生じ得る影響のうち確率的に現れるもの(各種ガンなど)を追跡調査し、被曝線量との関係を研究するのを放射線疫学というが、日本と現地で三回の共同セミナーをひらき、それまでのソ連側の研究結果を詳細に聞き、議論を重ねた。その結果、対象集団の把握、診断データ、統計処理の方法などは、今後の共同作業で見込みつきそうだが、肝心の住民が受けた放射線量については、殆ど裏づけが示されなかった。

居住地域の放射能分布は、データもかなりあり、また精密な現地調査で今からでも推定できるけれども、事件以来今日まで、住民がその上でどのように動きまわり、川で泳ぎ、どんな飲食をしてきたか、等の資料がなければ、被曝線量を推定しようがない。しかし第四支所ではその資料には手が届かないという。ではと、直接ソ連保健省に手をつくして要請した結果、ようやく「住民挙動」の調査分析を担当したというサウーロフ博士が来日したのは、昨年をはじめのことであった。

しかしサ氏が同行の上司の人の立会いで行った口頭発表には、一片の新たな表が示されたのみ。そ

の表中の矛盾についての質問にも老齢のサ氏は固い表情で無言。これでは共同評価を続けても成果は期待できないと、人件費にも事欠く先方の状況に後ろ髪を引かれる思いながら、やむなく中止を申し入れたのであった。

考えてみれば、住民の挙動を發表するという事は、事件後の住民対策の全貌を語る事になる。短時間許された住民の方々と面会の印象からも、発表すれば混乱は避けられまいとおもわれる。

今日では旧ソ連で何が暴かれても、また起こっても、不思議でないが、核兵器の秘密都市だけでも一〇もあり、同実験場三つも秘密のベールのなか。グラスノスチなどといって、あの国の権力者の争いは連日テレビを賑わせているが、真の民主主義はいつ訪れるのだろうか。

このように軍備と戦争のもたらすもの、大衆の犠牲に思いを致すとき、消費大国日本が中近東に支払っている大金は、大半が武器購入に当てられている事にも思いが及ぶ。「平和国家」日本の世界への責任というものも、恐ろしいほど深刻なものとなっている。

(日本原子力産業会議専務理事・協会評議員)

●連載 — 2

NPT延長会議での日本のイニシャティブ

森 一久

一九九五年(平成七年)は、終戦五〇年、ヒロシマ・ナガサキからも五〇年という大きな節目の年である。旧ソ連の崩壊に端を発して、想像もしなかった混乱のるつぼの中で、世界は新たな秩序を模索しつつある。次の五〇年、また二十一世紀はどんな時代になるのか、にわかに予測もつかない。でも、日本の立場は半世紀前とは全く違ったものとなっており、国際的な重要問題について、従来のような大勢順応ないし大国追随の対応ではすまない時代となった事は、はっきりしている。

さて、核兵器問題がその一つであることはいうまでもない。米ソの核兵器解体問題等、東西対立の解消から生じる複雑な問題もあるが、核兵器不拡散条約の延長の可否を審議する国際会議が二年後に迫っている。すでに準備会合も開かれ、日本の態度が注目されている。

一九六〇年代のこと、米ソ英に続きフランス・中国が原爆実験に

成功し、また(日本を含め)西欧先進国が平和利用に積極的に取り組むその国際取引も活発化し始めた時、米ソ両超大国は、これ以上核兵器国が増えることに大きな懸念をいだいた。両国は部分的核実験禁止条約(一九六三年)の締結などで核軍縮の態度を示す一方、一九六七年一月一日現在の核兵器国、米英ソ仏中の五カ国以外の国にたいして核兵器等の開発・製造、受領を禁ずる、二五年存続の「核兵器不拡散条約(NPT)」を提案、これが一九七〇年成立し、いまでは百五十八国が参加している。そして明後年、一九九五年四月には、NPTをこの内容のままで「無期限に延長するか、なんらか期限をつけるか」を過半数で定める総会が開かれる。そして、今のところ、核兵器国五カ国を含め先進国の大勢は、「無期限・無条件の延長」であり、日本もこれに同調するよう求められている。

NPT批准の是非をめぐって一九七五年当時、我が国で国論を二

分して議論されたときの問題点、また五年毎に開かれた「再検討会議」で俎上にのって来た(条約そのもの或いは履行上の)主な論点を整理すれば、次のようになる。元々核兵器が、大戦争の抑止力であったか、また将来もありうるか、の根本問題は別として

- ①核兵器国には核軍縮の努力という抽象的な義務しかない
  - ②非核国が核兵器国から受けうる脅威に対する安全保障がない
  - ③非核国のみが受ける平和利用への全面的な査察などの負担(結果的にNPT加盟国でも)受ける平和利用への制限(軍事に付き易い設備や技術)
- 最近、核兵器国間の軍縮の話合いが進み、米ソは核兵器の一〇分の一への削減に合意している。それでも、各三千発は残り、他の三国も核兵器は依然として「抑止力として必要」という態度を崩していない。過去五回の再検討会議の都度またその前後には、いくつかの対応(核兵器国も一部平和施設の査察を自発的に申し出る、核実験の一時停止など)がとられたが、一方、前記③、④はむしろ強化されてきた。それでもなんとか

今日まで、NPTは一定の役割をみとめられ、加盟国も増加しつつ存続してきた。しかし、第三世界の国々を中心に、条約の内容には不満が鬱積しており、ここ数年の国際的な力関係の激変からも、八〇国もの賛成を必要とする、この延長会議の成り行きは予断を許さないものがある。

化学兵器や生物兵器は非人道的なものとして禁止の国際条約があるのに、原水爆については、NPTを無条件無期限に延長して、一部の国のみその所持を永久に認めるというのは、やはり筋が通らなであろう。その上、現在NPTに参加せず問題視されている国に、不参加の口実を与え続ける事にもなる。

確かにNPT条約は「ガラス細工」のような、種々の矛盾を精緻にコンプライメイズした条約であり、うっかり条文の改正に手をつけると、世界の核不拡散体制を元も子もなくする恐れがある。

しかし、核兵器というものが人間にとって何であるか、最もよく識る日本がいまこそ、将来の世代に恥ずかしくない、何らかのイニシャティブをとるべき重要な時にあると思う。

(第五福竜丸平和協会評議員)

●連載—3

## 放射線防護に関するロシアの「新基本原則」

森 一久

第五福竜丸の被災事件は、米ソの熾烈な水爆開発競争の最中に起きた。

スターリンの命令一下、水素爆弾でアメリカを追い越すべく、住民や周辺の安全は度外視して新式の水爆を開発し、昭和二八年夏現カザフスタンのセミパラチンスクで核実験を行った。その後で、少なくとも次の四つの被曝事件が起きていた(ことが最近判明した)。

①核兵器工場からの高放射能廃液の公共河川への放出(一九四九—五二年、被曝者三万人)②同廃液を貯蔵に切り替えた後のタンクの化学爆発(五七年、数万人)。反体制科学者メドベージェフ博士著「ウラルの核爆発」(一九七五年)でその一部は知られていたが。③工場従業員の恒常的な大量被曝(二万人、約一〇レム/年)、④急造の実験場での核爆発による住民被曝(詳細不明だが内一万人は数年に百レム以上)。

この新型水爆が、フォールアウト

トの分析でそれまで米国が持っていたものと違う(固体の重水素化リチウムを爆薬とする)いわゆる「乾式水爆」と判明したときの米国の動揺は大きかった。そして、急遽開発された米国製乾式水爆第一号の実験が、爆発力の予測も十分なまま強行されたため、あのビキニ事件を引き起こしたわけである。

セミバラでの核実験でも全く同様な理由で住民被害をおこしたと聞くが、真相は前記の数字以外まったく不明。来る九月中旬、カザフスタン国放射線研究所主催の環境・放射線・人体影響に関する「科学会議」が開かれ、実験場も初公開されるといふ。だが同国としては、長いあいだ実験場に聖地を阻まれてきたイスラム教徒の怨念も深く、またこの被害データもロシア共和国との取引材料と考えているようで、真の住民対策はいつのことであろうか。

旧ソ連の放射線関連の事件はま

だその全部が明らかになつたわけではないが、チェルノブイリ事故もふくめこれら被害者への救済は無原則かつ無秩序であり、それがかえって混乱を増幅してきた。内外からの慈善や救済の手も同様で、真に住民の心を和ませるものは殆ど無かつたといえる。

このような状況のなかで、今年一月ロシア放射線防護科学委員会に基は、エルツィン大統領の指示に基づき「放射能汚染地域の住民と経済活動保護のための基本文書」を作成し、大統領の承認を待っている。その内容は、チェルノブイリ以来初めて、専門家の英知を結集して、科学的かつ冷静な対策を示したものと注目される。放射能汚染地域を四種類、①調査区域(放射能の増分が自然放射能と同程度以下)、②管理区域(①の五倍以下)、③移住検討区域(②のさらに十倍まで)、④強制移住区域(③以上即ち年五レム超)に分類し、①は対策不要、②は食料・環境の管理で住民保護は可能、③は②と同様な対策でよいが移住を望む人には政府が費用負担、④は居住禁止、経済活動・天然資源利用は特別法により制限、と規定している。そ

して「住民への勧告」の章では、その結びで次のように訴えている。「健康に最も危険なのは放射線恐怖症により過度の心理的緊張を強いられることであり、(強制移住区域を除き)汚染地域に住むすべての人々は、冷静に現状を判断し、禁煙などの節制や適切な食事等に心掛ければ、寿命や家族計画等すべてにおいて、ロシアの他の非汚染地域に劣らない充実した生活を送ることができる。」

旧ソ連邦の崩壊から生じた混乱と新国家間の責任追及の中、すでに汚染地域に対しては、無原則な、また人気取りの補償や対策が、場当たり式に取られ、それらはすでに既得権ともなっている。今ごろになってこんな「合理的な対策」を持ち出しても、実効はないとみるロシアの専門家も多い。

しかし、もしロシア政府が安定し、その政府が全面的に実態を開示し、住民との間で放射線影響について真剣に説明・対話に努めるならば、前記の「基本原則」も、汚染地域の住民の方々の心に平安をもたらす、一つの出発点になるかもしれない。

(第五福竜丸平和協会評議員)